

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
Ⅲ 主要行等監督上の評価項目	Ⅲ 主要行等監督上の評価項目
Ⅲ－２ 財務の健全性等	Ⅲ－２ 財務の健全性等
Ⅲ－２－３ リスク管理	Ⅲ－２－３ リスク管理
Ⅲ－２－３－２ 信用リスク管理	Ⅲ－２－３－２ 信用リスク管理
Ⅲ－２－３－２－３ 不良債権処理と企業再生（産業と金融の一体的再生）	Ⅲ－２－３－２－３ 不良債権処理と企業再生（産業と金融の一体的再生）
Ⅲ－２－３－２－３－２ 主な着眼点	Ⅲ－２－３－２－３－２ 主な着眼点
(１)・(２) (略)	(１)・(２) (略)
(３) 不良債権の健全債権化	(３) 不良債権の健全債権化
① (略)	① (略)
② 企業再生に当たっては、中小企業活性化協議会、会社分割法制、DES（デット・エクイティ・スワップ）、DDS（デット・デット・スワップ）、企業再建ファンド等を有効活用し、市場に評価される再建計画の策定や、私的整理ガイドライン・中小企業の事業再生等に関するガイドラインに沿った私的整	② 企業再生に当たっては、中小企業活性化協議会、会社分割法制、DES（デット・エクイティ・スワップ）、DDS（デット・デット・スワップ）、企業再建ファンド等を有効活用し、市場に評価される再建計画の策定や、私的整理ガイドライン・中小企業の事業再生等に関するガイドラインに沿った私的整

改正案	現行
<p>理、法的手続きによる会社再建等による速やかな対応、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の<u>手続等に関する法律（以下「早期事業再生法」という。）</u>に規定する手続に沿った速やかな対応等を実施しているか。</p>	<p>理、法的手続きによる会社再建等による速やかな対応を実施しているか。</p>
<p>③ （略）</p>	<p>③ （略）</p>
<p>(4)・(5) （略）</p>	<p>(4)・(5) （略）</p>
<p>Ⅲ－3 業務の適切性等</p>	<p>Ⅲ－3 業務の適切性等</p>
<p>Ⅲ－3－2 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p>	<p>Ⅲ－3－2 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p>
<p>Ⅲ－3－2－4 開示に当たっての留意事項</p>	<p>Ⅲ－3－2－4 開示に当たっての留意事項</p>
<p>Ⅲ－3－2－4－3 銀行法及び再生法に基づく債権の額の開示区分</p>	<p>Ⅲ－3－2－4－3 銀行法及び再生法に基づく債権の額の開示区分</p>
<p>銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ及び再生法施行規則第 4 条に定める基準に従い、以下のとおり区分する開示対象についても、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ及び再生法施行規則第 4 条に定める基準に従う。なお、仮払金については貸出金に準ずるもの（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）として差し支えない。た</p>	<p>銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ及び再生法施行規則第 4 条に定める基準に従い、以下のとおり区分する開示対象についても、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ及び再生法施行規則第 4 条に定める基準に従う。なお、仮払金については貸出金に準ずるもの（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）として差し支えない。た</p>

改正案	現行
<p>だし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性を見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分することが適当である。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 貸出条件緩和債権  貸出条件緩和債権とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」をいう。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であつ</p>	<p>だし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性を見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分することが適当である。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 貸出条件緩和債権  貸出条件緩和債権とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」をいう。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であつ</p>

改正案	現行
<p>でも、金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>特に、実現可能性の高い（注1）抜本的な（注2）経営再建計画（注3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注4）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が中小企業であつて、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき（注5）には、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>（注1）・（注2） （略）</p> <p>（注3） 中小企業活性化協議会又は株式会社整理回収機構が策定支援した再生計画、中小企業の事業再生等に関するガイドライン第三部に定める再生型私的整理手続により</p>	<p>でも、金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>特に、実現可能性の高い（注1）抜本的な（注2）経営再建計画（注3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注4）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が中小企業であつて、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき（注5）には、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>（注1）・（注2） （略）</p> <p>（注3） 中小企業活性化協議会又は株式会社整理回収機構が策定支援した再生計画、中小企業の事業再生等に関するガイドライン第三部に定める再生型私的整理手続により</p>

改正案	現行
<p>策定した再生計画（小規模事業者の債務減免等を含まない計画であって同ガイドライン第三部4.（4）②ロ及びハのみを満たす計画を除く）、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生ADR 手続（特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法第2条第22項）をいう。）に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第25条第2項）、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第25条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第19条第2項第1号）<u>及び早期事業再生法第28条第1項又は第29条に基づき効力が生じる権利変更決議に係る早期事業再生計画</u>については、当該計画が（注1）及び（注2）の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</p> <p>（注4）・（注5） （略）</p> <p>（4）・（5） （略）</p> <p>Ⅲ－5 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮</p>	<p>策定した再生計画、（小規模事業者の債務減免等を含まない計画であって同ガイドライン第三部4.（4）②ロ及びハのみを満たす計画を除く）、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生ADR 手続（特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法第2条第16項）をいう。）に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第25条第2項）<u>及び</u>株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第25条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第19条第2項第1号）については、当該計画が（注1）及び（注2）の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</p> <p>（注4）・（注5） （略）</p> <p>（4）・（5） （略）</p> <p>Ⅲ－5 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮</p>

改正案	現行
<p>Ⅲ－５－１ 基本的考え方</p> <p>顧客企業（個人事業主を含む。以下同じ。）の事業拡大や経営改善等に当たっては、まずもって、当該企業の経営者が自らの経営の目標や課題を明確に見定め、これを実現・解決するために意欲を持って主体的に取り組んでいくことが重要である。</p> <p>金融機関は、資金供給者としての役割にとどまらず、必要に応じて、外部専門家・外部機関等とのネットワークを活用し、経営再建計画の策定支援、貸付けの条件の変更等を行った後の継続的なモニタリング、経営相談、指導といったコンサルティング機能を発揮することにより、顧客企業の主体的な取組みに向けた自助努力を、最大限支援していくことが求められている。</p> <p>特に、貸付残高が多いなど、顧客企業から主たる相談相手としての役割を期待されている主たる取引金融機関については、コンサルティング機能をより一層積極的に発揮し、顧客企業が経営課題を認識した上で経営改善、事業再生等に向けて自助努力できるよう、最大限支援していくことが期待される。</p> <p>このような顧客企業と主要行等双方の取組みが相乗効果を発揮することにより、顧客企業の事業拡大や経営改善等が着実に図られるとともに、顧客企業の返済能力が改善・向上し、将来の健全な資金需要が拡大していくことを通じて、金融機関の収益力や財務の健全性の向上も図られるという流れを定着させていくことが重要である。</p>	<p>Ⅲ－５－１ 基本的考え方</p> <p>顧客企業（個人事業主を含む。以下同じ。）の事業拡大や経営改善等に当たっては、まずもって、当該企業の経営者が自らの経営の目標や課題を明確に見定め、これを実現・解決するために意欲を持って主体的に取り組んでいくことが重要である。</p> <p>金融機関は、資金供給者としての役割にとどまらず、必要に応じて、外部専門家・外部機関等とのネットワークを活用し、経営再建計画の策定支援、貸付けの条件の変更等を行った後の継続的なモニタリング、経営相談、指導といったコンサルティング機能を発揮することにより、顧客企業の主体的な取組みに向けた自助努力を、最大限支援していくことが求められている。</p> <p>特に、貸付残高が多いなど、顧客企業から主たる相談相手としての役割を期待されている主たる取引金融機関については、コンサルティング機能をより一層積極的に発揮し、顧客企業が経営課題を認識した上で経営改善、事業再生等に向けて自助努力できるよう、最大限支援していくことが期待される。</p> <p>このような顧客企業と主要行等双方の取組みが相乗効果を発揮することにより、顧客企業の事業拡大や経営改善等が着実に図られるとともに、顧客企業の返済能力が改善・向上し、将来の健全な資金需要が拡大していくことを通じて、金融機関の収益力や財務の健全性の向上も図られるという流れを定着させていくことが重要である。</p>

改正案	現行
<p>主要行等のコンサルティング機能は、顧客企業の経営課題を把握・分析した上で、適切な助言などにより顧客企業自身の課題認識を深めつつ、主体的な取組みを促し、同時に、最適なソリューションを提案・実行する、という形で発揮されることが一般的であるとみられる。その際、業況悪化の未然防止や早期改善等の観点から、顧客企業の状況の変化の兆候を適時適切に把握し、早め早めの対応を促すことが重要である。以下に主要行等に期待される顧客企業に対するコンサルティング機能を具体的に示すこととする。</p> <p>なお、これは、当局及び主要行等、さらには顧客企業の認識の共有に資するために、本来は、顧客企業の状況や主要行等の規模・特性等に応じて種々多様であるコンサルティング機能を包括的に示したものである。コンサルティング機能の具体的な内容は、各金融機関において自らの規模・特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、金融機関に対して、これら全てを一律・網羅的に求めるものではないことに留意する必要がある。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 最適なソリューションの提案</p> <p>顧客企業の経営目標の実現や経営課題の解決に向けて、顧客企業のライフステージ等を適切かつ慎重に見極めた上で、当該ライフステージ等に応じ、顧客企業の立場に立って適時に最適</p>	<p>主要行等のコンサルティング機能は、顧客企業の経営課題を把握・分析した上で、適切な助言などにより顧客企業自身の課題認識を深めつつ、主体的な取組みを促し、同時に、最適なソリューションを提案・実行する、という形で発揮されることが一般的であるとみられる。その際、業況悪化の未然防止や早期改善等の観点から、顧客企業の状況の変化の兆候を適時適切に把握し、早め早めの対応を促すことが重要である。以下に主要行等に期待される顧客企業に対するコンサルティング機能を具体的に示すこととする。</p> <p>なお、これは、当局及び主要行等、さらには顧客企業の認識の共有に資するために、本来は、顧客企業の状況や主要行等の規模・特性等に応じて種々多様であるコンサルティング機能を包括的に示したものである。コンサルティング機能の具体的な内容は、各金融機関において自らの規模・特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、金融機関に対して、これら全てを一律・網羅的に求めるものではないことに留意する必要がある。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 最適なソリューションの提案</p> <p>顧客企業の経営目標の実現や経営課題の解決に向けて、顧客企業のライフステージ等を適切かつ慎重に見極めた上で、当該ライフステージ等に応じ、顧客企業の立場に立って適時に最適</p>

改正案			現行		
<p>なソリューションを提案する。その際、必要に応じて、他の金融機関、信用保証協会、外部専門家、外部機関等と連携するとともに、国や地方公共団体の中小企業支援施策を活用する。</p> <p>また、今後、顧客企業を取り巻く状況が変化することを想定し、有事に移行してしまったときに提供可能なソリューションについても積極的に情報提供を行う等、顧客企業の状況の変化の兆候を把握し、顧客企業に早め早めの対応を促す。</p> <p>特に、顧客企業が事業再生、業種転換、事業承継、廃業等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、当該支援の実効性を高める観点から、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用する。</p> <p>なお、ソリューションの提案にあたっては、認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法第31条第1項の認定を受けた者をいう。以下、同じ。）との連携を図ることも有効である。</p> <p>(参考) 顧客企業のライフステージ等に応じて提案するソリューション (例)</p>			<p>なソリューションを提案する。その際、必要に応じて、他の金融機関、信用保証協会、外部専門家、外部機関等と連携するとともに、国や地方公共団体の中小企業支援施策を活用する。</p> <p>また、今後、顧客企業を取り巻く状況が変化することを想定し、有事に移行してしまったときに提供可能なソリューションについても積極的に情報提供を行う等、顧客企業の状況の変化の兆候を把握し、顧客企業に早め早めの対応を促す。</p> <p>特に、顧客企業が事業再生、業種転換、事業承継、廃業等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、当該支援の実効性を高める観点から、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用する。</p> <p>なお、ソリューションの提案にあたっては、認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法第31条第1項の認定を受けた者をいう。以下、同じ。）との連携を図ることも有効である。</p> <p>(参考) 顧客企業のライフステージ等に応じて提案するソリューション (例)</p>		
顧客企業のライフステージ等の類型	金融機関が提案するソリューション	外部専門家・外部機関等との連携	顧客企業のライフステージ等の類型	金融機関が提案するソリューション	外部専門家・外部機関等との連携

改正案			現行		
創業・新事業開拓を目指す顧客企業	(略)	(略)	創業・新事業開拓を目指す顧客企業	(略)	(略)
成長段階における更なる飛躍が見込まれる顧客企業	(略)	(略)	成長段階における更なる飛躍が見込まれる顧客企業	(略)	(略)
経営改善が必要な顧客企業 (自助努力により経営改善が見込まれる顧客企業など)	(略)	(略)	経営改善が必要な顧客企業 (自助努力により経営改善が見込まれる顧客企業など)	(略)	(略)
事業再生や業種転換が必要な顧客企業 (抜本的な事業再生や業種転換により経営の改善が見込まれる顧客企業など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸付けの条件の変更等を行うほか、金融機関の取引地位や取引状況等に応じ、DES・DDSやDIPファイナンスの活用、債権放棄も検討。</li> <li>・ 上記の方策を含む経営再建計画の策定を支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、中小企業活性化協議会等との連携による事業再生方策の策定</li> <li>・ 中小企業の事業再生等に関</li> </ul>	事業再生や業種転換が必要な顧客企業 (抜本的な事業再生や業種転換により経営の改善が見込まれる顧客企業など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸付けの条件の変更等を行うほか、金融機関の取引地位や取引状況等に応じ、DES・DDSやDIPファイナンスの活用、債権放棄も検討。</li> <li>・ 上記の方策を含む経営再建計画の策定を支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、中小企業活性化協議会等との連携による事業再生方策の策定</li> <li>・ 中小企業の事業再生等に関</li> </ul>

改正案			現行		
		<p>するガイドライン第三部に定める再生型私的整理手続の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>早期事業再生法に規定する手続の実施</u></li> <li>・ 事業再生ファンドの組成・活用</li> <li>・ 再生系サービスの活用</li> <li>・ 経営資源の集約化を通じて地域経済の維持・成長に貢献するスポンサーの選定に向けた支援</li> </ul>			<p>するガイドライン第三部に定める再生型私的整理手続の実施</p> <p><u>(新設)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業再生ファンドの組成・活用</li> <li>・ 再生系サービスの活用</li> <li>・ 経営資源の集約化を通じて地域経済の維持・成長に貢献するスポンサーの選定に向けた支援</li> </ul>
事業の持続可能性が見込まれない顧客企業	(略)	(略)	事業の持続可能性が見込まれない顧客企業	(略)	(略)

改正案			現行		
(事業の存続がいたずらに長引くことで、却って、経営者の生活再建や当該顧客企業の取引先の事業等に悪影響が見込まれる先など)			(事業の存続がいたずらに長引くことで、却って、経営者の生活再建や当該顧客企業の取引先の事業等に悪影響が見込まれる先など)		
事業承継が必要な顧客企業	(略)	(略)	事業承継が必要な顧客企業	(略)	(略)
(注1)～(注4)	(略)		(注1)～(注4)	(略)	
(3)・(4)	(略)		(3)・(4)	(略)	
V 銀行グループに対する連結ベースの監督等			V 銀行グループに対する連結ベースの監督等		
V-3 銀行及びグループ会社の業務範囲等			V-3 銀行及びグループ会社の業務範囲等		
V-3-4 議決権の取得等の制限			V-3-4 議決権の取得等の制限		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) その他の注意事項			(2) その他の注意事項		
①～③ (略)			①～③ (略)		

改正案	現行
<p>④ 施行規則第17条の2第6項第10号の会社に該当するかの判断にあたっては、財務状態の悪化が顕在するに至っていない段階の会社であっても対象となり得ることに留意する。</p>	<p>④ 施行規則第17条の2第6項第9号の会社に該当するかの判断にあたっては、財務状態の悪化が顕在するに至っていない段階の会社であっても対象となり得ることに留意する。</p>